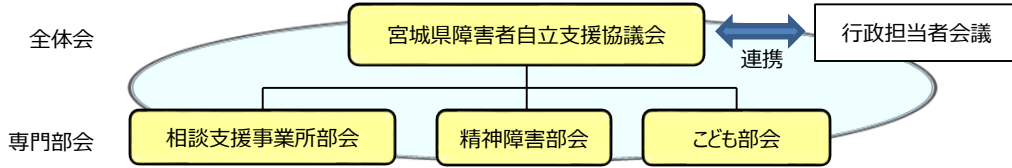


1 概要

(1) 自立支援協議会について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」により地方公共団体への設置が努力義務とされており、関係機関等が相互の連携をはかることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について、情報を共有し、関係機関等の連携の緊密かを図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っている。

(組織図)



(2) 精神障害部会について

- ①目的 精神障害者のよりよい地域生活の実現に向けて、現状の支援の実態把握から具体的な課題を明らかにするとともに、その課題解決のための検討を行い、県内の精神障害者に対する支援体制と支援内容の充実を図る。
- ②設置時期 平成22年度（震災のため中断し、平成26年度から再開）
- ③構成員
 - ・精神障害者支援に携わる学識経験者
 - ・障害福祉サービス事業所職員
 - ・当事者
 - ・医療機関職員
 - ・行政機関職員
- ④主な議題
 - ・精神保健福祉活動を踏まえた精神障害者支援に関わる医療・保健分野と福祉分野のそれぞれの役割と連携
 - ・障害者福祉サービス事業所における精神障害の障害特性に応じた支援の実現に向けた取組
 - ・地域移行支援を視野においた社会資源の実態把握と評価

⑤取組状況

年度	内容
H26	地域移行に係る精神科病院及び相談支援事業所調査
H27	圏域単位での研修会等への協力や情報収集
	県全体を対象とした研修会の実施
H28～30	退院支援に係る聴取り調査（H28：気仙沼、仙南・仙台 H29：大崎、栗原 H30：登米、石巻）
	精神障害者相談支援研修会（H28：石巻、仙南 H29：大崎、気仙沼 H30：仙台、栗原・登米）
R1	H28～30年度実施「退院支援に係る聴取り調査」「精神障害者相談支援研修会」実績まとめ
	「退院支援に係る聴取り調査結果報告書」作成について検討

2 宮城県の保健医療福祉による協議の場としての連携(案)

障害福祉計画
(精神)
の目標値

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・保健医療福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置（R2年度までに全圏域・市町村で設置）
- ・精神病床の1年以上の入院患者数（R2年度 2,785人）
- ・退院率（R2年度：入院3か月後 69%，6か月後 84%，12か月後 91%）

